

ひろしま感性イノベーション推進協議会 運營業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

ひろしま感性イノベーション推進協議会運營業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

3 業務目的

ひろしま感性イノベーション推進協議会（以下「協議会」という）の活動を通じて、感性工学・人間工学（以下「感性工学等」という）を取り入れたものづくりを推進し、人間のもつ「感性」という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造を実現することを目的とする。

4 業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

各項目の目標達成に繋がるよう、企画を提案すること。

(1) 普及啓発・人材育成

ア 企業が感性工学等を活用したものづくりに関心を持ち、協議会活動へ自ら参加することに繋がる活動を行う。協議会ビジョンである、“2030年に感性に訴えるものづくりを追求する人々が集まる地域へ”を達成するため、全国に向けて広島が取組が伝わるような講座を実施すること。（目標：参加企業数50社）

イ 企業が感性工学等を活用したものづくりを促進するためのワークショップを開催する。その際、受益者一部負担を求めるワークショップも実施すること。（目標：参加企業数30社、受益者一部負担ワークショップ開催回数2回以上）

ウ ワークショップ終了後に自社の感性実装への取組計画を作成するためのフォローを実施すること。（目標：感性実装計画書作成20件）

(2) 企業内展開支援

ア 企業が、感性工学等を活用したものづくりを実践し、経験値を蓄積し、成功体験が得られるような支援を行う（目標：事業化・着手支援 新規10件）。これを進めるにあたっては、過年度に支援した会員企業に対しても、支援後の状況を把握しフォローアップを行い、商品化等の状況を把握すること。

イ 具体的な成功事例を創出し他社への横展開を図るため、成果創出が期待できる企業に対し、プロジェクトごとにプロデューサーを配置し、チームによる支援を行う。（努力目標：プロジェクトチームによる支援2件）

なお、企業支援にあたっては、次の協議会制度を利用することができる。

○ ひろしま感性専門家派遣制度

企業における商品開発を促進するため、感性工学等を活用したものづくりに関係する知見を有する専門家を派遣する制度。

・対象：会員企業

・別紙1 「ひろしま感性専門家派遣制度実施要綱」を参照。

○ ひろしま感性モニター制度

人の感性を商品開発に活用するため、会員企業の相互協力に依るモニター調査を実施

する制度。

- ・対象：会員企業
- ・別紙2 「ひろしま感性モニター制度実施要綱」及び別紙3 「『ひろしま感性モニター制度』における情報の取扱いに関する同意について」を参照。

(3) 地域連携

県内の支援機関等との連携を強化し、一貫した企業支援の実施に向けて、関係機関の主体的な活動を促すように、工夫して運営すること。提案書には地域連携会議で実施する議案の具体的なアジェンダや想定 Output を記載すること。

【関係機関】

- ・国立大学法人広島大学
- ・公益財団法人中国地域創造研究センター
- ・中国経済産業局
- ・公益財団法人ひろしま産業振興機構
- ・広島県立総合技術研究所
- ・広島市工業技術センター
- ・一般社団法人感性実装センター

ア 地域連携会議

上記7機関と協議会が連携を図るための会議を開催する。

- ・開催場所 : 広島市内
- ・開催回数 : 2回程度

イ 実務者会議

関係機関からの議題提案を受けて、関係機関から必要な領域の機関を集めて、協議を行う。

- ・開催場所：広島市内（Web開催を含む）
- ・開催頻度：随時

(4) 業務体制

業務に次の者を各1名以上配置することとし、兼務は原則、認めない。業務の開始に際し、実施体制を届け出ること。（様式は任意）

ア 責任者

担当者及びプロデューサーを指揮・監督、必要に応じて指導し、委託者からの要望や疑義等に対して、主体的に回答する役割を担う。

イ 担当者

普及啓発や人材育成、企業内展開支援等の事業を進める役割を担う。（2）企業内展開支援のイにおいては、プロデューサーの方針や企画に基づくこと。なお、プロデューサー及び責任者との兼務は認めない。

ウ プロデューサー

（2）企業内展開支援のイにおいて、企業の抱える課題や支援内容の整理、方向性の検討など、プロジェクトが正しく進行するよう機能させる役割を担う。なお、責任者及び担当者と合意の上でその他の業務に従事することを可能とする。

5 実績報告及び検査

- (1) 約款第30条第1項の規定による業務完了の通知は、業務完了の日から起算して10日後、または令和9年3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する。
- (2) 実績報告書は正本1部と、電子媒体（CD又はDVD）をあわせて提出することとし、ファイルの形式はPDF及び機械判読可能な形式のファイル（Word、PowerPoint等）とする。
- (3) 協議会は、約款第30条第2項に基づく検査の結果の通知に合わせて委託料の額を確定し通知する。この場合において、委託料の確定額は、業務の実施に要した経費の実支出額（業務の実施に伴って発生した収入がある場合は、業務の実施に要した経費から、得られた収入を差し引いた額）と契約書に定める「4 委託料限度額」のいずれか低い額とする。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として協議会に帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本委託業務に関し、受託者が、協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別に定める機密情報等取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を遵守しなければならない。

7 参加資格

複数企業で構成されるグループ（以下、「企業グループ」という。）により応募する場合は次の要件を満たしていること。

- (1) 企業グループの代表事業者は本事業実施要領のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」の(1)から(6)に掲げる各要件を満たすこと。
- (2) 企業グループのすべての構成員は本事業実施要領のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」に掲げる参加資格の(1)、(2)及び(3)の各要件を満たすこと。
- (3) 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務のプロポーザルに参加していないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- (2) 受託者及び委託者は、双方ともに、業務実施等にあたり不明な点や変更の必要があると認められる場合には速やかに協議を行うこと。